

## 令和4年5月 文書質問及び回答

1 質問者 中田豪之助議員  
2 質問事項 公区制度について

質問の内容・要旨	回答
<p>令和4年度より公区長の委託料は、世帯数によりその負担が違うので、差を設けることとなった。しかし役員、班長のなり手不足、公区会館の維持管理、利活用の問題は解決していない。公区制度検討委員会でも、公区の世帯規模を平準化して済むことではないとの報告がある。</p> <p>また、予算、決算、総会、各種負担金納入の事務は、公区の担当者が高齢者でも若い人でも、多大な負担となっている。</p> <p>公区は防犯、防災、環境美化・保全という機能を果たしうるが、高齢化少子化により機能不全になりかかっている。「行政事務運営の円滑化を期するため」に 設置するという目的を再検討するべき。</p> <p>今年は民間企業からの人材派遣を受け、自治体DXも推進されるので、その一環として公区の業務・事務全般を精査、DXが援助可能な点はDXを導入し機能回復を図り20年、先にも通用する公区制度の再構築を図るべきではないか。</p> <p>現段階でもDXにより、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① スマートホン等による予算決算会計処理</li><li>② 各公区から各種団体へのオンライン送金</li><li>③ 町から公区、町民への情報伝達をデジタル化(紙媒体とデジタルを選択可能)、防犯防災行動の支援等、効率化、負担軽減のプランが考えられる。</li></ul> <p>しかし、その再構築を抜本的に進めると、スマート化、効率化、住民自治の視点により行政区制度ではなく、自主的な地域自治会制度が視野に入る。</p> <p>短期的には、DX等により公区業務の支援をもって公区の再構築を図り、長期的には、公区設置条例を見直し、公区名と地籍上の字名称</p>	<p>公区制度については、昭和35年度から行政事務を円滑に運営するため29の公区を設置し、その後、社会状況の変化に応じ、分割や合併を経て、最近では平成15年度に行政主導による公区の再編を実施し、現在は18公区となっており、町の行政事務運営を円滑にするための行政区としての機能に自治会としての機能を併せ持っています。</p> <p>ご質問の「公区制度の再構築」についてですが、人口減少や少子高齢化、生活様式の多様化など社会・経済状況の変化に伴って、公区役員の扱い手不足や、行政事務である公区への配布文書が多く負担が大きくなっていることなどの課題があったことから、令和3年度に「公区制度検討委員会」を組織し、平成15年度の公区編成のように行政主導ではなく、公区の自主的な再編や運営を行うことが望ましいと考え、協議・検討を進めてきており、令和4年度から公区制度検討委員会の報告を踏まえ、まずは公区長委託料の見直しを行ったところであります、引き続き、公区交付金の見直しや公区会館の廃止などに向けて協議を進めていきます。</p> <p>また、行政事務の軽減や効率化に向けては、保健推進員の廃止や衛生協会推進員の見直しのほか、町から公区、町民の方々への情報伝達につきまして、各公区長の配布文書の負担軽減を進めるため、公区回覧配布文書数の削減などを行っているところであります、情報コーナーへの文書掲示板設置や行政告知端末、LINE、ホームページ等を活用しながら、町民の皆様への適時、適切な情報提供に努めています。</p> <p>以上のことから、当面は公区制度検討委員</p>

を統一、自治会制度に移行する。行政事務の補助が主業務の公区を再構築、発展的解消して、自治会組織とする。

自ら考え、自律し、提案できる自治体づくりは、まさにこの自治会、その町民からスタートする。このような総合的見直し期間に3年程度を費やし、地元住民の理解を得て進める考えはないか。

町長の見解をお伺いします。

会の報告を踏まえた見直しを進めるとともに、行政事務の軽減や効率化を行いながら、既存の公区制度を維持していきたいと考えています。